

毎週月、水、金曜日発行

富山県報

令和2年3月25日

水曜日

号外(8)

目次

規則

○富山県手数料条例施行規則の一部を改正する規則

1

規則

富山県手数料条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定め、公布する。

令和2年3月25日

富山県知事 石井 隆 一

富山県規則第14号

富山県手数料条例施行規則の一部を改正する規則

富山県手数料条例施行規則（平成12年富山県規則第5号）の一部を次のように改正する。

別表第1の12の項中「又は圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器」を「、圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器又は圧縮水素自動車燃料装置用容器」に改め、同表の17の項の(15)中「魚介類せり売営業許可申請手数料」を「魚介類競り売り営業許可申請手数料」に改め、同項の(16)中「魚肉ねり製品製造業許可申請手数料」を「魚肉練り製品製造業許可申請手数料」に改め、同項の(24)中「マーガリン又はショートニング製造業許可申請手数料」を「マーガリン又はショートニング製造業許可申請手数料」に改め、同項の(26)中「^{しょうゆ}醤油製造業許可申請手数料」を「しょうゆ製造業許可申請手数料」に改め、同項の(30)中「^{なづ}納豆製造業許可申請手数料」を「納豆製造業許可申請手数料」に改め、同項の(31)中「めん類製造業許可申請手数料」を「麺類製造業許可申請手数料」に改め、同表の27の項の(5)中「豚コレラ予防」を「豚熱予防」に改め、同表の41の12の項の(2)のア中「第1条第1項第2号イ(1)」を「第1条第1項第2号イ(1)(i)」に、「第1条第1項第2号イ(2)及び同号ロ(2)」を「第1条第1項第2号イ

(2)(i)及び同号ロ(2)に定める基準又は同号イ(3)及び同号ロ(3)」に改め、同項の(2)のイ中「第1条第1項第2号イ(1)」を「第1条第1項第2号イ(1)(i)及び同号ロ(1)に定める基準又は同号イ(1)(ii)」に、「第1条第1項第2号イ(2)及び同号ロ(2)」を「第1条第1項第2号イ(2)(ii)及び同号ロ(2)に定める基準又は同号イ(3)及び同号ロ(3)」に改め、同表の備考の13を同表の備考の14とし、同表の備考の12を同表の備考の13とし、同表の備考の11の次に次のように加える。

12 この表の41の10の項の(1)のアの(ア)若しくは同項の(1)のイの(イ)、41の11の項の(1)のアの(ア)若しくは同項の(1)のイの(イ)又は41の12の項の(1)のア若しくは同項の(2)のイの建築物の床面積の合計は、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号イに規定する設計一次エネルギー消費量の算出について、共同住宅の共用の廊下、共用の階段その他共用に供する部分（以下この項において「共用部分」という。）を計算しない方法により算出する場合にあっては、当該申請に係る建築物の床面積の合計から当該共用部分を除いた部分の床面積について算定する。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 別表第1の27の項及び41の12の項の改正規定並びに同表の備考の改正規定
公布の日
- (2) 別表第1の17の項の改正規定 令和2年6月1日

(財 政 課)